

大阪スーパーシティ協議会規約の一部改正について

1 改正理由

2025年日本国際博覧会の閉幕を踏まえ、大阪スーパーシティ協議会規約で定める協議会構成団体から公益社団法人2025年日本国際博覧会協会を削除するため。

2 改正内容

別紙のとおり

大阪スーパーシティ協議会規約の一部改正について

大阪スーパーシティ協議会規約の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定のように改める。

改正後	改正前																														
(協議会の組織) 第5条 協議会の構成団体は、別表第1左欄に掲げるとおり、大阪府、大阪市、経済団体及びスーパーシティ構想に関係を有する団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。 別表第1（第5条関係） 協議会構成団体 <table><tr><th>構成団体</th><th>委員</th></tr><tr><td>大阪府</td><td>知事</td></tr><tr><td>大阪市</td><td>市長</td></tr><tr><td>公益社団法人関西経済連合会</td><td>会長</td></tr><tr><td>大阪商工会議所</td><td>会頭</td></tr><tr><td>一般社団法人関西経済同友会</td><td>代表幹事</td></tr><tr><td>グラングリーン大阪開発事業者 JV</td><td>JV 代表企業（三菱地所株式会社） 執行役社長</td></tr></table>	構成団体	委員	大阪府	知事	大阪市	市長	公益社団法人関西経済連合会	会長	大阪商工会議所	会頭	一般社団法人関西経済同友会	代表幹事	グラングリーン大阪開発事業者 JV	JV 代表企業（三菱地所株式会社） 執行役社長	(協議会の組織) 第5条 協議会の構成団体は、別表第1左欄に掲げるとおり、大阪府、大阪市、経済団体、<u>2025年国際博覧会協会</u>及びスーパーシティ構想に関係を有する団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。 別表第1（第5条関係） 協議会構成団体 <table><tr><th>構成団体</th><th>委員</th></tr><tr><td>大阪府</td><td>知事</td></tr><tr><td>大阪市</td><td>市長</td></tr><tr><td>公益社団法人関西経済連合会</td><td>会長</td></tr><tr><td>大阪商工会議所</td><td>会頭</td></tr><tr><td>一般社団法人関西経済同友会</td><td>代表幹事</td></tr><tr><td><u>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u></td><td><u>事務総長</u></td></tr><tr><td>グラングリーン大阪開発事業者 JV</td><td>JV 代表企業（三菱地所株式会社） 執行役社長</td></tr></table>	構成団体	委員	大阪府	知事	大阪市	市長	公益社団法人関西経済連合会	会長	大阪商工会議所	会頭	一般社団法人関西経済同友会	代表幹事	<u>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u>	<u>事務総長</u>	グラングリーン大阪開発事業者 JV	JV 代表企業（三菱地所株式会社） 執行役社長
構成団体	委員																														
大阪府	知事																														
大阪市	市長																														
公益社団法人関西経済連合会	会長																														
大阪商工会議所	会頭																														
一般社団法人関西経済同友会	代表幹事																														
グラングリーン大阪開発事業者 JV	JV 代表企業（三菱地所株式会社） 執行役社長																														
構成団体	委員																														
大阪府	知事																														
大阪市	市長																														
公益社団法人関西経済連合会	会長																														
大阪商工会議所	会頭																														
一般社団法人関西経済同友会	代表幹事																														
<u>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u>	<u>事務総長</u>																														
グラングリーン大阪開発事業者 JV	JV 代表企業（三菱地所株式会社） 執行役社長																														

附 則

この規約は、令和8年 月 日から施行する。